# 芦屋市交通バリアフリー基本構想の変更のお知らせ

平成24年11月に芦屋市交通バリアフリー基本構想を変更し、国道43号精道交差点の「芦屋歩道橋」 を生活関連経路 に設定しましたので「概要版」を以下のとおり変更します。

# 生活関連経路等の設定

重点整備地区内の生活関連施設間を連絡する主要な移動経路を,今後,バリアフリー化事業を推進する「生活関連経路 I 」「生活関連経路 II 」として設定します。

### ● 生活関連経路 [

道路の移動等円滑化基準<sup>(注)</sup>に適合した バリアフリー整備を行う経路をいいます。

[道路移動等円滑化基準の主な内容]

- ・車いすを使用する方がすれ違える歩道の有効 幅員を確保する
- ・歩道の縦断勾配・横断勾配を小さくする
- ・歩車道境界部の段差を小さくするなど

### ● 生活関連経路 Ⅱ

地形的制約や沿道の市街化状況などにより移動等円滑化基準に全て適合させる ことが困難な経路をいいます。これらの 経路については,移動等円滑化基準の中 で実施可能なバリアフリー整備を行います。

(注) バリアフリー法の施行に伴い国が定めるバリアフリー化基準のことで,高齢者,障がいのある方などが容易かつ安全に移動又は利用できるようにするため,車両や施設などの新設又は改良時に義務付けられるバリアフリー化措置を規定したもの。



#### ●生活関連経路 Ⅱの整備

	路線名	事 業 内 容	事業者	時期
B-1	県道奥山精道線	<ul><li>・有効幅員の拡幅</li><li>・歩道の波打ち改善</li><li>・視覚障害者誘導用ブロックの改善</li></ul>	- 兵庫県	•
B-2	県道奥山精道線	・有効幅員の拡幅* ・踏切部における歩行空間の改善* ・視覚障害者誘導用ブロックの設置		0
B-3 B-4	市道338-1号線 市道338-1号線	・長い坂道区間での休憩施設などの設置* ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・舗装面の凸凹の改善		0
B-5 B-7	市道196号線 市道312号線	・視覚障害者誘導用ブロックの設置	芦屋市	0
B-6	市道215号線	・車両乗入れ部でのすりつけ改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置		0
B-8	国道43号(芦屋歩道橋)	・段差解消施設の整備*	国土交通省 芦屋市	0

道路のバリアフリー化事業については上記のほか,建築物などとの連続性の確保,水たまりの防止,排水施設の改善などを実施します。



◆ 歩道の有効幅員が狭く 路面が凸凹



視覚障害者誘導用ブロック ▶ の形状が小さく識別しにくい



